

令和8年度ひなたの縁結びさん事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県における少子化要因のひとつである婚姻数の減少に対して、出逢いや結婚を望む県内独身者を地域で応援する環境を整備することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務委託の内容

(1) 「ひなたの縁結びさん」の募集

① 内容

- ・ 出逢いや結婚を希望する県内独身者の後押しを行う「ひなたの縁結びさん」の募集を行うこと。
- ・ 「ひなたの縁結びさん」を募るチラシ等を印刷し、理美容関係者、民生児童委員、自治会役員等に広く周知広報を行うこと。
- ・ 上記の活動の結果、適任者がいる場合には、(2)の研修を勧めること。

② 留意事項

- ・ チラシのデータは県が提供する。
- ・ その他、「ひなたの縁結びさん」を募る取組を提案することも可能とする。

(2) 「ひなたの縁結びさん」の研修・情報交換会の実施

① 内容

- ・ 県内で5回（宮崎市3回、都城市1回、延岡市1回）以上「ひなたの縁結びさん」の資質向上等を図るための研修会を開催すること。なお、宮崎市で開催する3回の会場は、県と調整し、県庁会議室とすること。
- ・ 研修会とあわせて「ひなたの縁結びさん」同士の交流を目的とした情報交換会を開催すること。
- ・ 研修・情報交換会で使用する資料については、県と協力し作成すること。
- ・ 事前周知のためのチラシ等を作成し、広報を実施すること。
- ・ 各回の参加者に対してアンケートを実施すること。

② 留意事項

- ・ 研修・情報交換会の会場（宮崎市以外）、開催時期、内容及び講師について提案すること。なお、「ひなたの縁結びさん」の活動内容や独身者のサポート方法、個人情報への取扱いについては必須とする。

(3) 「ひなたの縁結びさん」の活動支援にかかる事務

① 内容

- ・ 「ひなたの縁結びさん」に対して、活動に必要な名刺やチラシ等を作成すること。
- ・ 「ひなたの縁結びさん」から提供される相談者登録票等を基に相談者一覧表を作成し、県及び「ひなたの縁結びさん」に共有すること。
- ・ 「ひなたの縁結びさん」の活動支援として、四半期ごとに照会を行い、お引合わせを行った者に対して、活動費（お引き合わせ1回あたり1,000円）を支給すること。
- ・ 「ひなたの縁結びさん」から「結婚報告書」の提出があった場合、成婚報酬（縁結びさん1人あたり10,000円）を支給すること。
- ・ 年度末に「ひなたの縁結びさん」に対して、活動の継続意思及び登録情報に変更がないか確認し、結果を県に報告すること。
- ・ 年度末に「ひなたの縁結びさん」に対して、担当する相談者の継続意思及び登録情報に変更がないか確認してもらい、結果を県に報告すること。

② 留意事項

- ・ 業務に関連して取得した個人に関する情報については、関係法令、条例及び規則等の規定を遵守し、適正に取り扱うこと。
- ・ お引き合わせは合計100回、成婚は10組（縁結びさん20人）を想定すること。
- ・ 「ひなたの縁結びさん」の活動報告について、四半期ごとに集計し報告すること。
- ・ 支払いは令和9年3月末までに完了させること。

4 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 本業務により完成した成果物およびアンケート集計結果
- (3) 上記(1)(2)に係る電子データ

5 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ② 団体等へ加入するための負担金
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）
- ④ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く）

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- ①金銭出納簿等の会計関係帳簿
- ②本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
- ③業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
- ④その他、協議の上、必要と認められる書類

5 共通留意事項

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。